

令和 7 年 10 月

教職員 各位

東京外国語大学総務企画部
人事労務課給与共済係

令和 7 年分給与所得に対する所得税の年末調整について

本学では、PC やスマホから年末調整の申告書が提出できる web システム『オフィスステーション年末調整』を導入しております。期限までにオフィスステーションにログインし、画面の指示に従って年末調整の手続きを行ってください。

記

● Web システム申告期限：令和 7 年 11 月 14 日（金）（期限厳守）

● 添付書類の提出期限：令和 7 年 11 月 14 日（金）17 時（期限厳守）

※添付書類提出用の台紙は、Web システムの最終ページから PDF ファイルで出力できます。台紙を印刷し、必要な書類を添付のうえ、上記期日までに人事労務課給与共済係（本部管理棟 4 階）までご提出ください。

● 原本の提出が必要な書類について

以下の書類は、上記提出期限までに原本を提出してください。

対象者	提出が必要な書類
保険料・小規模企業共済掛金等の控除を受ける方	☐ 控除証明書の原本（コピー不可） ※ただし、国民健康保険料は控除証明書が発行されないので提出は不要です。
当年中に入社した方で、当年中に「前職」の収入がある方	☐ 前職の源泉徴収票 ※すべての源泉徴収票の原本をご提出ください。 ※既に人事労務課へ提出済み場合は、再提出は不要です。

対象者	提出が必要な書類
住宅ローン控除を受ける方	☐ 住宅ローンの残高証明書 ☐ 住宅借入金等特別控除申告書 <住宅ローンを借り換えている場合> ☐ 借り換えた時点の、前ローンの残高金額が記載されている書類 <単身赴任等で本人は非居住でも家族が居住している場合> ☐ 家族が居住していることを証明するための、住民票のコピー

※障害者手帳及び学生証は、画像で提出を行えば、書類コピーの提出は必要ありません。

※原本での提出が必要な書類は、法令で定められています。

● 注意事項

➤ オフィスステーションの ID やパスワードを忘れた場合は、「パスワードをお忘れの方は
こちら」より操作を行ってください。「パスワードをお忘れの方はこちら」が表示されて
いない場合や、ログイン方法がわからない場合は、【本件連絡先】までご連絡ください。

➤ 「オフィスステーション 年末調整」の操作方法や回答方法については、利用者マニユア
ルをご参照ください。

・ 2025 年末調整タスク提出方法（従業員用）

https://xdatabox.tufs.ac.jp/public/4AJkAOPA-ZA0cxfFH9qKc3axM3ID_ot7l4pQrRtmqaTX

➤ 控除証明書等の書類は、原本の提出が必須です。書類の提出がない場合は、控除が受けら
れません。

※ 電子的控除証明書で取り込んだ場合は、提出不要です。

➤ 年末調整に必要となる各種申告書については、オフィスステーション内部で受領し、確認
作業を行います（各種申告書は、紙媒体での窓口提出は一切受け付けません^a）。従って、
期日までにオフィスステーション上での手続きが確認できない場合や、必要添付書類の
窓口提出がなされない場合は、手続未完了扱いとなり、ご自身で確定申告をしていただ
くこととなります。期限厳守でのご対応をお願いいたします。

※ 扶養控除等（異動）申告書が未提出の方は、所得税の適用が変更され、令和 8 年 1 月以降の税額が
約 5 倍となります。

➤ 「文部科学省共済組合員の方へ」

年末調整に係る各種申告書は、所得税法上の必要書類であって、本年 9 月に実施した「共済組合員被扶養者の要件確認」の際にご提出いただいた「被扶養者申告書」とは法律上全く別のものです。従って、既に「被扶養者申告書」をご提出いただいていたとしても、今後、オフィスステーション上で年末調整タスクの完了が確認できない場合には、年末調整は行いませんのでご注意ください。

➤ 「2 か所以上の事業所から給与の支払を受けている方へ」

年末調整に係る各種申告書は、同時に 2 か所以上の事業所から給与の支払を受けている場合、そのうちの 1 か所にしか提出できません。従って、既に他の事業所へ提出済の方は、本学へ提出する必要はありません。

【参考】「年末調整」とは？

私たち教職員（常勤・非常勤を問いません）を含め、給与所得者は毎月の給与と賞与から差し引かれる源泉徴収により、所得税を納めています。ただし、毎月の給与等から差し引かれる所得税は、仮計算によって算出された所得税であって、結婚や出生等に伴う扶養人数の異動や生命保険料控除等、各種控除を完全に反映させた形で算出される「本来納めるべき所得税額」とは一致しないことが通常です。このため、その年最後の給与の支払時（本学では 12 月給与支給時）に、これまで源泉徴収された所得税と、本来納めるべき所得税との過不足額を算出し、還付または追徴する手続のことを「年末調整」といいます。

令和 7 年の年末調整では、皆さまよりご提出いただく下記書類を使用して「本来納めるべき所得税額」を決定し、還付・追徴額を計算します。

- ・ 令和 7 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ・ 令和 7 年分 給与所得者の保険料控除申告書（該当者のみ）
- ・ 令和 7 年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（該当者のみ）
- ・ 令和 7 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

また、令和 8 年 1 月以降の毎月の源泉徴収事務においては、下記書類を使用します。

- ・ 令和 8 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

【本件連絡先】

国立大学法人東京外国語大学
総務企画部 人事労務課 給与共済係
E-mail : jinji-kyuyo@tufs.ac.jp
内線 : 5128, 5538, 5877